

第 2 章 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率

第1節 平成26年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成26年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

（1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

（2）連結実質赤字比率

比率に該当のある市町村はなかった。

（3）実質公債費比率

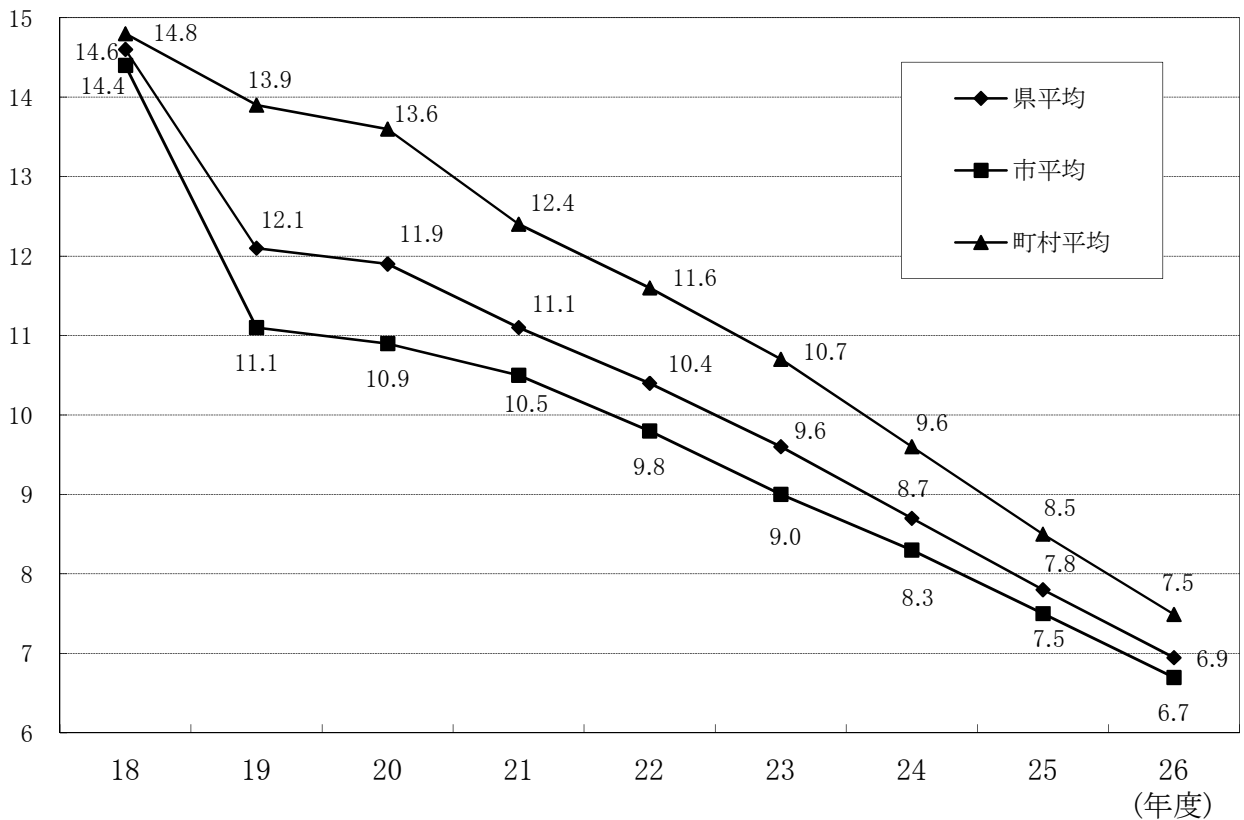
早期健全化基準の25%を上回る市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（7.8%）より0.9ポイント低下し、6.9%となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18.0%以上の団体は、前年度と同数の2団体であった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）

(%)



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

比率 年度	8.0未満	8.0～ 10.0未満	10.0～ 12.0未満	12.0～ 14.0未満	14.0～ 16.0未満	16.0～ 18.0未満	18.0～ 20.0未満	20.0～ 25.0未満	25.0以上	団体数
	18	1	6	7	14	10	7	4	7	
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54
23	18	11	14	3	5	1	0	2	0	54
24	19	19	6	6	1	1	1	1	0	54
25	28	12	7	3	2	0	2	0	0	54
26	33	13	5	0	1	0	2	0	0	54
増減	5	1	△ 2	△ 3	△ 1	0	0	0	0	-

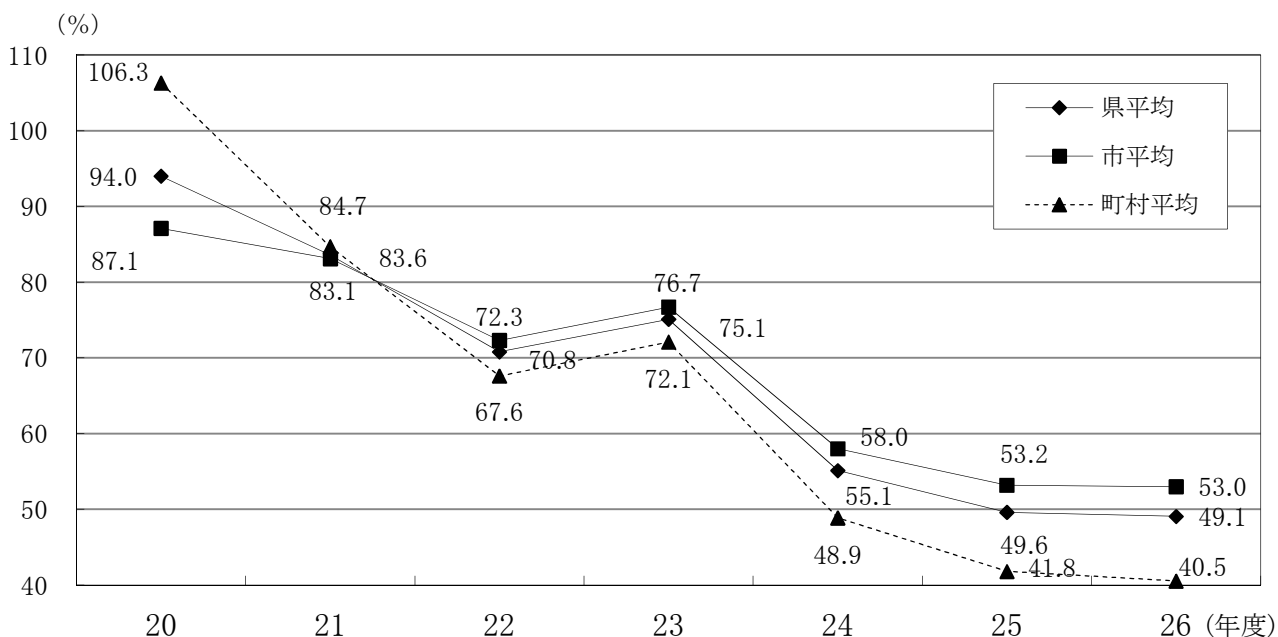
（4）将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）を上回る市町村はなかった。

54団体中53団体が200%未満の団体であり、47団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

将来負担比率（単純平均）は、前年度（49.6%）より0.5ポイント低下し、49.1%となった。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第21表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

比率 年度	比率									団体数
	該当なし	50未満	50～ 100未満	100～ 150未満	150～ 200未満	200～ 250未満	250～ 300未満	300～ 350未満	350以上	
20	4	13	13	17	5	3	0	1	0	56
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
23	9	13	22	7	2	0	1	0	0	54
24	11	15	20	4	3	0	1	0	0	54
25	13	18	15	6	1	1	0	0	0	54
26	14	17	16	5	1	1	0	0	0	54
増減	1	△1	1	△1	0	0	0	0	0	-

(参考)

市町村財政の背景

決算の背景

ア 平成 26 年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 26 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 25 年 12 月 21 日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

a 平成 25 年度の経済動向

平成 25 年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることを見込まれる。

こうした中で、消費者物価（総合）は、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等により 5 年ぶりに 0.7% 程度の上昇に転じると見込まれる。

この結果、平成 25 年度の国内総生産の実質成長率は 2.6% 程度、名目成長率は 2.5% 程度と見込まれる。

b 平成 26 年度の経済見通し

平成 26 年度の我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」など、「平成 26 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。

物価については、前年度より上昇率が高まり。消費者物価は 3.2% 程度、GDP デフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続き改善を伴いながらデフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成 26 年度の国内総生産の実質成長率は 1.4% 程度、名目成長率は 3.3% 程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等に留意する必要がある。

c 平成 26 年度の経済財政運営の基本的態度

最近の景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくため、「日本再興戦略」の実行を加速・強化する。産業競争力強化法、国家戦略特別区域法の積極的活用や政策資源の重点配分などにより、同戦略に盛り込まれた 3 つのアクションプランを強力に推進することで、日本経済の成長力を強化する。

同時に、政府、経営者、労働者がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資の拡大につなげ、消費や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大を促す好循環を実現する。さらに、平成 26 年 4 月に実施する消費税率の引上げに際しては、駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげていくため、経済対策を含む「経済政策パッケージ」を着実に実行する。

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比半減、2020 年度までに黒字化を目指し、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」に基づき、改善を図る。このため、平成 26 年度予算については、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

以上の取組により、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指す。

日本銀行には、2% の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

(イ) 国の予算

政府は、平成 25 年 12 月 12 日に「平成 26 年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

a 基本的な考え方

平成 26 年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

このため、「新しい日本のための優先課題推進枠」で要望された施策を始めとしてその内容を精査し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視しつつ、真に必要な施策に予算を重点化する。

経済成長による税収増を安易に歳出増につなげるのではなく、メリハリの効いた予算を編成し、内外の経済社会情勢の変動に対応する。

今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要があることから、中期財政計画に基づきながら、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成 26 年度予算において少なくとも▲19 兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において 4 兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成 25 年度を下回るよう最大限努力する。

b 予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成 26 年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないように、徹底して取り組む。

主な分野における歳出改革は以下のとおりである。

① 社会保障

人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、「年齢別」から「負担能力」に応じた負担に切り替えるとの観点に立ち、重点化・効率化の目標と工程表に沿った徹底した取組を行う。また、健康寿命を延伸し、自助・自立のための環境が整備された社会を構築するなど、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進する。

② 社会資本整備

平成 26 年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用 of 3 つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

③ 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があるため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入する。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財源措置を含めた支援を検討する。

平成 26 年度予算は、以上のような方針により編成され、平成 26 年 3 月 20 日に政府案どおりに成立した。

これによると、平成 26 年度の一般会計予算の規模は 95 兆 8,823 億円で、前年度当初予算と比べると 3 兆 2,708 億円増加（3.5%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は 72 兆 6,121 億円で、前年度当初予算と比べると 2 兆 2,421 億円増加（3.2%増）となった。なお、公債の発行予定額は 41 兆 2,500 億円で、前年度当初発行予定額と比べると 1 兆 6,010 億円減少（3.7%減）となっており、公債依存度は 43.0%（前年度比 3.3 ポイント減）（基礎年金国庫負担 2 分の 1 ベース）となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は 3 兆 6,464 億円となった。歳入については、復興特別税 7,381 億円、一般会計からの繰入 7,030 億円、復興債 2 兆 1,393 億円等となっている。歳出については、主な東日本大震災復興経費として復興関係公共事業等 9,163 億円、原子力災害復興関係経費 6,523 億円、地方交付税交付金 5,723 億円、東日本大震災復興交付金 3,638 億円が計上されたほか、復興加速化・福島再生予備費 6,000 億円となっている。

なお、財政投融资計画の規模は 16 兆 1,800 億円で、前年度計画額と比べると 2 兆 2,096 億円減少（12.0%減）となった。

イ 地方財政計画

平成 26 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域経済活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上することとし、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 26 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア) 通常収支分

- a 地方税制については、平成 26 年度税制改正では、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その税込全額を地方交付税原資とする。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に還元する。また、消費税率（国・地方）8%への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行う。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じる。

- b 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項に基づく制度改正を講じることとし、次の措置について所要の法律改正を行う。

- (a) 平成 26 年度から平成 28 年度までの間は、平成 25 年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方

が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(b) これに基づき、平成26年度の財源不足見込額10兆5,938億円については、次により補填する。

① 地方交付税については、国の一般会計加算により4兆1,186億円（うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額6,648億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成25年12月21日付け総務・財務両大臣覚書第5項に定める平成26年度における「乖離是正分加算額」2,000億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額6,100億円並びに臨時財政対策特例加算額2兆6,438億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

② 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆5,952億円発行する。

③ 建設地方債（財源対策債）を7,800億円増発する。

(c) 上記の結果、平成26年度の地方交付税については、16兆8,855億円（前年度比1,769億円、1.0%減）を確保する。

(d) 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、2,000億円の償還を実施する。

(e) なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等61億円については、法律の定めるところにより平成32年度以降の地方交付税の総額に加算する。

c 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、12兆8,301億円（普通会計分10兆5,570億円、公営企業会計等分2兆2,731億円）とする。

d 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(a) 投資的経費に係る地方単独事業については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」を、地方団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう5,000億円計上することにより、全体で前年度に比し4.5%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(b) 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については3,500億円としている。

(c) 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、少子化対策、医療・介護サービスの提供体制改革、医療保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財源措置を講じる。

(d) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(e) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を

確保するための施策を推進する。

- (f) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,723 億円を確保する。
 - ① 直轄・補助事業に係る地方負担分 3,719 億円
 - ② 地方単独事業分 1,085 億円
 - ③ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分 919 億円
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、543 億円（普通会計分 455 億円、公営企業会計等分 88 億円）とする。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 1 兆 9,617 億円を計上する。

b 全国防災事業

- (a) 地方税の臨時的な税制上の措置（平成 25 年度～平成 35 年度）による地方税の収入見込額として 679 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 113 億円を計上する。
- (b) 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における全国防災事業の規模は、983 億円とする。
- (c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費 2,521 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 26 年度の地方財政計画（平成 26 年 2 月 7 日閣議決定、同日国会に提出）の規模は、通常収支分は 83 兆 3,607 億円で、前年度と比べると 1 兆 4,453 億円増加（1.8%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 9,617 億円、全国防災事業が 2,521 億円となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 35 兆 127 億円で、前年度と比べると 9,952 億円増加（2.9%増）（道府県税 5.3%増、市町村税 1.3%増）、地方譲与税は 2 兆 7,564 億円で、前年度と比べると 4,094 億円増加（17.4%増）、地方特例交付金は 1,192 億円で、前年度と比べると 63 億円減少（5.0%減）、地方交付税は 16 兆 8,855 億円で、前年度と比べると 1,769 億円減少（1.0%減）、国庫支出金は 12 兆 4,491 億円で、前年度と比べると 5,988 億円増加（5.1%増）、地方債（普通会計分）は 10 兆 5,570 億円で、前年度と比べると 5,947 億円減少（5.3%減）となった。

一方、歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,414 億円で、前年度と比べると 5,935 億円増加（3.0%増）となった。なお、地方財政計画における職員数については、12,962 人の純減としている。一般行政経費は 33 兆 2,194 億円で、前年度と比べると 1 兆 3,937 億円増加（4.4%

増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,536億円で、前年度と比べると457億円減少(0.3%減)となった。公債費は13兆745億円で、前年度と比べると333億円減少(0.3%減)、投資的経費は11兆35億円で、前年度と比べると3,337億円増加(3.1%増)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆2,279億円で、前年度と比べると2,249億円増加(4.5%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は5,723億円、国庫支出金は1兆3,353億円、地方債(普通会計分)は455億円などとなった。歳出では、一般行政経費は5,350億円(うち地方単独事業費1,571億円)、投資的経費は1兆3,905億円(うち地方単独事業費380億円)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では、国庫支出金は736億円、地方債(普通会計分)は983億円などとなった。歳出では、公債費は802億円、投資的経費は1,719億円などとなった。

なお、平成26年度の地方債計画の規模は、通常収支対応分が12兆8,301億円(普通会計分10兆5,570億円、公営企業会計等分2兆2,731億円)で、前年度と比べて5,407億円減少(4.0%減)となり、東日本大震災に関連する事業分は、復旧・復興事業が543億円(普通会計分455億円、公営企業会計等分88億円)、全国防災事業が983億円(普通会計分のみ)となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成26年度補正予算(第1号)

a 補正予算(第1号)

「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる経済政策(「アベノミクス」)を一体的に推進してきたことにより、経済の好循環が生まれ始め、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られ、また、人口減・高齢化やグローバル化への対応の遅れなどの中長期的な課題を抱える地方においては、経済の好循環の実現が十分には進展していないという状況を踏まえ、足下の景気の状態に対応するため、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が平成26年12月27日に閣議決定され、続いて、平成26年度補正予算(第1号)が平成27年1月9日に閣議決定され、2月3日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に沿って、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援関連経費1兆1,854億円、地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化関連経費5,783億円、災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応関連経費7,578億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額1兆6,880億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収1兆7,250億円、税外収入1,149億円、前年度剰余金受入2兆353億円等が追加計上等された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成26年度当初予算に対し、3兆1,180億円増加し、99兆3億円となった。

b 補正予算(第1号)に係る地方財政措置等

(a) 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、以下のとおり財政措置を講じた。

① 地方交付税

- ・補正予算(第1号)において、「地方交付税法」第6条第2項の規定に基づき増額される平成26年度分の地方交付税の額9,538億円(平成25年度精算分4,569億円、平成26年度国税の自然増に伴うもの4,969億円)については、平成26年度において普通交付税の調整額の復活に要する額315億円を交付することとしたうえで、残余の額9,224億円について平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

② 追加の財政需要

- ・補正予算（第1号）により平成26年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。
- ・地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応する。

(b) 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。

以上に掲げる措置を講じるための「地方交付税法の一部を改正する法律」が平成27年2月3日に成立し、同月12日に施行された（平成27年法律第1号）。